

国民と森林

2005年・春季
第 92 号



国民森林会議

季刊 国民と森林

No.92 2005年春季号

卷頭言

オレゴン州の素材生産業者と森林の
多面的機能の発揮を繋ぐもの

大塚 生美 2	
■ 新たな森林機能区分の実施過程について		
加登 修美・大塚生美 4	
■ 国民森林会議第23回総会議案	 10
■ 森林フォーラムの活動	 20
■ 八ヶ岳自然と森の学校	 23
2005年度の開講ご案内	 23
■ 森林組合法の一部を改正する	 27
法律案の概要	 27
■ 切り抜き森林・林政ジャーナル	 28
■ アトランダム雑誌切抜き	 30

陽光に誘われて

高沢岩男(青森県上北郡在住)

南八甲田山系の蔦の森。蔦沼を中心とする散策コースは、他の広葉樹も混じる豊かなブナ林が広がっている。一本の巨樹が早春の光を浴びて芽吹いたばかり。明らかに樹勢の衰えた老樹なのだが陽光を受け、大きく腕を広げて踊っているかのような姿。

「この勇姿を撮ってくれ」というメッセージが伝わってきた。逆光に輝く新緑を生かし撮影しようと位置を決めた。当然幹は黒くぶれてしまうが、荒々しい老木の肌が隠れて若づくりできたのではないか。残念なことに、秋に再び訪れるとき、太い枝(腕)が強風にもがれ、根元に横たわっていた。

<卷頭言>



(筑波大学生命環境科学研究所)

アメリカ・オレゴン州の素材生産業者のおよそ9割はオレゴン素材生産協同組合 (Associated Oregon Loggers, AOL) に組織化されている。近年、AOLでは環境問題に対応するためオレゴン・プロフェッショナル・ロガーア・プログラム (Oregon Professional Loggers Program, OPL) を開設し、素材生産業者に対し技術的視点からの環境に配慮した生産システムの普及・教育を実施している。オレゴン州の素材生産業者はOPLを取得し事業を獲得している。ここでは、このOPLの枠組みと導入の背景を概観したい。

OPLは、オレゴン州において持続可能な林業を進める目的として、素材生産に関する専門の技術と知識を身につけたオペレーターを、素材生産協同組合自らが養成しようとする教育プログラムで、一九九九年から開始された。OPLプログラムは、素材生産業者ならびに雇用労働者(伐採者、林道建設者、トラック運転手、造林者、消防士など)を対象に、講義・実習などをを行うことによって、環境問題に配慮した専門技術を身につけさせ

るものである。修得に参加した素材生産業者は、OPLで開講される講義や実習の内容は、森林生態学から測量・伐採計画、集材技術、安全管理、労使問題など、現代の素材生産業をとりまく問題に幅広く対応している。中でも、毎年のように施業規制が改正されるオレゴン森林施業法 (Oregon Forest Practice Act) は必須受講科目であり、その取得すべき単位数も最も多い。このため、講師は州林務部の森林施業管理官 (Oregon Forest Practice Forester) をはじめ、オレゴン州立大学等の協力を得ている。

OPL取得のためには、初年度で三二単位の履修が必要で、翌年からは十単位の履修によってその資格が持続する。AOLは、会員に対してOPLの「認証」を受けた会社を要求していることから、ほぼ全会員が「認証」取得を検討する方向にあるだろうと予測されている。

有林を主な素材入手先として選択せざるえない。このため、ビジネスを目的とした私有林所有者は、所有山林が森林認証基準を満たすことが関心事になり、結果として、OPLを取得した素材生産業者と契約を結ぶことで持続的な山林経営を行おうとする。請負側の山林所有者は、更新補助作業をも素材生産過程のうちに位置づけるなど、「サイト」として施業を通じた環境配慮が実現されている。OPLが展開しやすい条件として、施業規制の性格を強く持つオレゴン森林施業法が整備されていることが大きい。オレゴン州の素材生産業者は、自らをオレゴン森林施業法の具

現者と自負している。

振り返って、わが国では森林の多面的機能の発揮が法に位置づけられ、その政策手段としてゾーニングが導入された。しかし、現在のゾーニングは限りなく規制緩和に向かう木材貿易の中で、まだ補助金導入の隠れ蓑として性急に整備された段階であるともいえる。次の政策フェーズでは、真の多面的機能の発揮に向け、たとえばまとまりと連続でその機能が発揮される生物多様性保全がどのゾーン区分における施業においても実現しうる政策が示されることが期待される。

また、法改正以前は森林所有者にしか与えられていないなかった森林施業計画の作成主体の道が素材生産業者にも開かれたことを踏まえ、最近の日本の素材生産業者の動きには、積極的にこの法改正を利用して伐採事業を確保すると同時に、森林整備地域活動支援交付金をも受けとりながら、木材生産と森林経営の一端を同時に担っている例が見られる。わが国の素材生産業者も自らOPLのような認証基準を持つことによって、今後素材生産業者が森林経営の一翼を担うものとして国民の理解が得やすくなり、しいては木材生産が森林の多面的機能を発揮させるものとしての社会的理義も深まるのではないだろうか。

オレゴン州の素材生産業者と森林の多面的機能の発揮を繋ぐもの

大塚生美

OPL導入には、九〇年代の森林認証の動きが大きく影響している。森林認証を取得する場合には持続可能な形での施業が必要条件となり、当然ながら伐採を担当する素材生産業者も持続可能な施業を充分認識していることが要請される。近年、オレゴン州における伐採は皆伐より択伐・漸伐・間伐等非皆伐の割合が多くなり、伐採・更新技術をもった素材生産業者への要請も高い。

木材加工側にとってOPLの存在は大きな意味を持っている。というのは、今日木材加工業は単に認証を取得した森林から生産された木材を利用すれば良いだけではなく、COC認証を取得する場合には、その生産のプロセスも認証基準として要請されるからである。AOLはこうした今日の動きをキャッチし、環境問題への配慮に対応した森林管理の知識と高い生産技術を持った素材生産技術者を養成することを計画したわけである。

さらに、オレゴン州では國・公有林の伐採縮小とともに私有林の相対的地位が高まることで、木材加工業は森林認証に値する私

新たな森林機能区分の実施過程について

加 登 修 美

(筑波大学生命環境科学研究所)

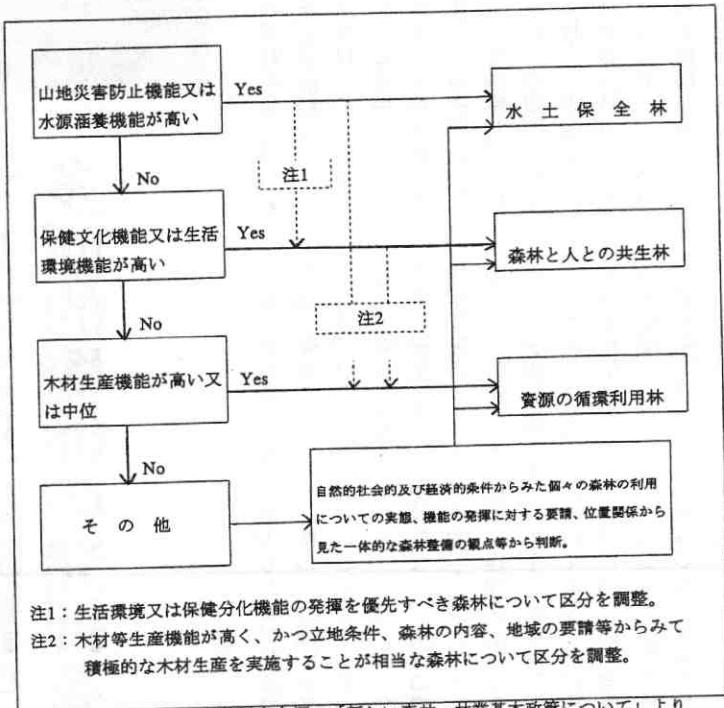
大 塚 生 美

表-1 森林・林業基本計画に記載された3区分の割合とゾーニング実施結果

区分	水土保全林	森林と人との共生林	資源の循環利用林
森林・林業基本計画	1,300万ha:約5割	550万ha:約2割	660万ha:約3割
全国市町村のゾーニング結果	1,645万ha:66%	328万ha:13%	538万ha:21%

資料:「森林・林業基本計画」、林野庁資料より作成

図-1 森林簿の機能評価に基づくゾーニング手順



資料: 森林・林業基本政策研究会編、「新しい森林・林業基本政策について」より

1はじめに
二〇〇一年、わが国の森林・林業政策の指針となる林業基本法が改正され、森林・林業基本法が制定された。この改正によって基本理念も大きく変わり、「林業の持続的かつ健全な発展」と並んで、新たに「森林の有する多面的機能の発揮」という基本理念が掲げられた。これはわが国の森林・林業行政の方針が、木材生産重視から公益的機能重視へと大きくシフトしたこと意味している。

この「森林の有する多面的機能の発揮」という政策理念を達成する手段として、二〇〇二年度より森林計画制度のなかに森林のゾーニング制度が導入された。それは日本の森林を重視する機能に即して「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の三種類に区分し、それぞれ重視する機能を高度に発揮させるための森林施業を行うことによって、望ましい森林に誘導するという制度である。これにより、

三区分ごとに森林の整備目標や施業方法が森林整備計画に記載されることになり、区分に応じた適切な森林施業によって望ましい森林に誘導とになった。このように、ゾーニング制度は森林の有する多面的機能の発揮を目指すことになった。森林を經營している森林所有者が、自ら所有する森林がどのゾーンに区分されているかを理解し、その上で各区分の機能に適した森林施業をしなければならないはずである。また、第二に、このゾーニングシステムは森林計画制度に即してトップダウン形式で運用されてはいるが、その過程で都道府県および市町村の裁量もある程度認められている。実際に森林を三つの機能に区分するのは市町村なのであるが、その際、国が政策意図が都道府県や市町村にどの程度貫徹しているかが大きな課題となる。

2機能区分の実施過程に関する制度
(1) 国によるゾーニングの目安と全国市町村によるゾーニングの結果
まず国がゾーニングの原則を都道府県に示し、都道府県がそれに即してゾーニングの基準を定め、その基準を基に市町村が実際の区分を行うこととされている。もう少し具体的に言うと、森林法によれば、ゾーニングに際して国は基本方針を示すのみで、ゾーニングの基準は地域の特徴に即して都道府県が地域森林計画の中で示すこととなっている。しかし実際には、国は区分の原則を示しただけでなく、ゾーニングの基準をも提示しているのである。

国が示したゾーニングの基準は一つの要素に基づくものであった。一つは保安林・国立公園・国定公園・都道府県立自然公園等の制限林を基にしたもの、もう一つは森林簿に記載されている機能評価である。

まず制限林については、たとえば水源涵養保全林は「水土保全林」、保健保安林・風致保安林は「森林と人との共生林」、原生自然環境保全地域は「森林と人との共生林」というように、制限林の種類ごとに適切と考えられる区分がほぼ決められた。そしてこの区分がまず優先される。

次の段階で、森林簿の機能評価に基づいた区分が行われる。周知のように、森林簿では木材生産、水源涵養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化の機能に關して、それぞれL(低い)M(中位)H(高い)の三段階の機能評価を起こなっている。この森林簿の評価システムを、図-1に示すような方法でゾーニングに利用しているのである。すなわち、山地災害防止機能または水源涵養機能の高い森林を「水土保全林」、保健文化機能または生活環境保全機能が高い森林を「資源の循環利用林」とし、機能が重複する場合は、①原則として公益的機能を木材生産機能より優先、②原則として山地災害防止機能または水源涵養機能を保健文化機能または生活環境機能よりも優先、とした。

国は原則としてこの図-1に基づく基準でゾーニングを行うよう都道府県に通達を出してお

この中の注1・注2の調整および「その他」については、都道府県ごとに一定の考え方の下で判断してもよいとしている。つまり、都道府県がゾーニングに関する基準を決めることになってはいるが、実際には都道府県の裁量の余地はかなり限定されており、その意味では国の政策意図は都道府県に対してはダイレクトに伝わっていると言えるのである。

これに対する実際の区分作業を担当する市町村では、森林の面的なまとまり、地域住民の要請、森林所有者の意向などを勘案して、他の区分とすることが適当と判断される場合は、国原則に従った区分ではなく、独自の区分をしてもら良いとされている。ただし制限林に関してはそれが優先され、自動的に区分が決定されることになる。

以上が森林の機能区分を行うに当たって国が示した手法であった。

(3) 森林所有者へのゾーニングの周知について
市町村がゾーニングを行うに際し、国は都道府県に対して、市町村での説明会、市町村森林整備計画の公告・縦覧などを通して、森林所有者との合意形成を図ることを要請しており、広報活動などにより、ゾーニングの周知を図ることも促している。しかし、市町村がゾーニングの結果を森林所有者に対して通知する義務は規定していないのである。全国に散らばっている森林所有者全員に対してもゾーニングを通知することは事実上不可能に近く、しかもどの区分になつたとしても木材生産を行うことはできるの

地域の要請を加味することはできなかつたといふ。

市町村森林整備計画樹立のために、村は「A村森林委員会」という協議会を一回開催した。この協議会には一〇名が参加し、うち八名は森林組合の職員、二名が大規模森林所有者であった。しかし、この協議会のほとんどは要間伐林分の見直し問題に割かれ、ゾーニングについてはほとんど話題にならなかつた。したがつて、この村ではゾーニングに関して森林所有者との合意形成のための話し合いは特になく、三区分の森林所有者への通知についても市町村森林整備計画の公告・縦覧を行つたのみで、他の方法はとつていらない。そのため村の担当者も、ほとんどの森林所有者は自分が所有する森林がどの区分であるか知らないだらうと話していた。

(3) I県B町におけるゾーニング実施過程
B町では、国の基準に基づいて県が電算処理して出したデータに対しても、町独自の要素を加味してゾーニングが行われた。本町には国基準(=県の基準)に従うと本来「森林と人との共生林」に区分すべき森林が多少存在したのだが、本町は林業がさかんな地域であり、この区分に対しては補助金の配分が少なくなるなどの経済活動が阻害されるおそれを回避するために、町の判断でこれを「資源の循環利用林」に変更したのである。その結果、B町では「水土保全林」四〇・四%、「森林と人との共生林」〇%、「資源の循環利用林」五九・六%となつた。

ゾーニングを実施するに当たつて、本町では

で、森林所有者の経済活動を大きく制限することにならないと考えられることから、林野庁としては、全森林所有者にゾーニング結果を通知することは、からずも行政ニーズに即していないと考えている。

3 I県におけるゾーニング

(1) I県のゾーニング実施過程

I県には森林計画制度に基づいて国の実施したゾーニング以外に、県独自のゾーニングシステムは存在していない。そのためゾーニングを行つては、国が示した基準がそのまま適用された。市町村も国の基準(=I県の基準)をほぼそのまま利用して区分するケースが多くたという。その結果、表-2に示すように、国の基準に基づくシミュレーション結果と実際の区分の結果の間にはそれほど大きな開きはなかつたのである。

I県の場合、ゾーニングについて国からの指導を受け、県内の市町村に対して説明会を開催した。I県の市町村では、林務に携わる職員は一人か二人しかおらず、そのほとんどが他の業務を兼任している。また、市町村の職員は他の職場にまたがる異動が一般的に行われているため、林務に関して専門的な知識を持っていないケースがほとんどである。そのため県による説明会が不可欠であったという。

(2) I県A村におけるゾーニング実施過程

I県A村では林務を担当している職員は二人いるが、市町村森林整備計画に携わっているの

は一人である。しかしこの林務職員は一般事務職員であり、林務の専門知識は乏しい。そのため役場の担当者は、市町村森林整備計画作策定に協力を求めた。ゾーニングは国の基準に従つて実施され、その結果、A村では、「水土保全林」七五・八%、「森林と人との共生林」〇%、「資源の循環利用林」二四・

二%となつた。この村では基本的に国の基準に對して村独自の基準による変更は行なわれていない。

本村では市町村森林計画について県から説明を受けたのが二〇〇一年一二月後半であった。三〇日の公告・縦覧期間を経た後、二〇〇二年四月から新しい市町村森林整備計画の計画期間がスタートすることになつたため、ゾーニング作業を含めた計画作成の期間は一ヶ月ほどしかなかつた。そのため、機能区分を行う際、個々の森林を詳しく検討する時間的余裕はなかつたし、住民に対する説明会を開く余裕もなく、

この行動計画に基づく県独自のゾーニングが実施された翌年の七月に森林法が改正され、国

のゾーニングの目的は、表-3に示すように、森林に関する合意形成の場であり、住民の要請を汲み取る場でもあつたが、その席では三区分の内容、それぞれの区分に要請されるの施業方法など、ゾーニングに関する細かい情報は伝えられないという。この会議で伝えられたのは、本町では三区分のうち「水土保全林」と「資源の循環利用林」の二区分しかなく、どちらに区分されても施業規制や補助金の交付などについて大きな差はない、以前と同じように森林を經營で生きるということであった。つまりこの説明会では森林所有者の利害についてのみ説明が行われ、ゾーニングの趣旨や目的等についての説明はされたとは言い難いのである。また森林所有者への通知も、市町村森林整備計画の公告・縦覧のみであり、この縦覧期間中に特に異論は出されなかつた。

4 H県におけるゾーニング

(1) H県のゾーニング実施過程

H県では、国の森林計画制度に基づくゾーニングが導入される一年前の二〇〇〇年に「H県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」が策定された。この行動計画の目標の一つとして「農林地の公益的機能の維持・発揮」が掲げられ、その柱として森林のゾーニングが実施されることになった。したがつて、H県では国のゾーニングを実施するに当たつて、本町では

ニングシステムが導入される一年前から、県独自のゾーニングシステムがスタートしていたのである。H県における活性化行動計画のゾーニングの目的は、表-3に示すように、森林に求められる公益的機能ごとに維持・回復すべき地域を明確にして、重点的に多様な森づくりを行うことであつた。

この行動計画に基づく県独自のゾーニングが実施された翌年の七月に森林法が改正され、国

のゾーニングが導入されることとなつた。これによりH県では活性化行動計画のゾーニング基準を大幅に変更し、国のゾーニングにあわせるにした。実際の区分のしかたについては、

基本的に県独自の五区分で施策を展開していくが、国の三区分との整合性をとるために、水源涵養型および県土保全型を「水土保全林」に、自然環境維持型および里山等維持活用型を「森林と人との共生林」に、資源活用型を「資源の循環利用林」にそれぞれ区分することにした。

このほかH県では、前述の図-1に示したような国のゾーニング基準をややアレンジした県独自の基準を作成し、それを各市町村に示した。その結果、H県の三機能区分は表-4に示すとおりとなつたのである。

前述したように、森林法では市町村がゾーニングを行うことになつてはいるが、H県では市町村における林務職員の数が限られているために、実際の区分に当たつては県と県の地方事務所、森林組合などが大きな役割を果たした。具体的には、まず、県がゾーニングの基準に基づいて

表-2 I県における森林の3区分

区分	水土保全林	森林と人との共生林	資源の循環利用林
国 の 基 準 ¹⁾	57%	20%	23%
ゾーニング結果 ²⁾	62%	19%	19%

資料：I県聞き取り調査結果より。

注1)：I県が国基準に従つて県内の森林を区分したシミュレーション結果。

注2)：実際にI県の市町村によって行われた区分の集計結果。

6

7

林班別区分配置図および小班別区分データ（県の基準に基づいた小班ごとの区分のデータ）を市町村に配布した。次に、市町村は県の地方事務所を通じて県営林や公社造林などの担当者と調整を行い、これらの森林が県の基準以外に区分することが適切であると判断されたときには属地的に協議することとされた。また、治山・造林・林道・林業構造改善事業などの事業予定地ないしはその要望がある森林については、事業の実施が可能となる区分になるよう、県の各関係部署から地方事務所を通して市町村に説明がなされた。さらに市町村による区分の調整の

際、県の基準以外の区分とする場合は、随時県の地方事務所と協議を行い、変更箇所については区分変更の内容及び理由をとりまとめ、後日県に提出することとされた。一方、市町村は森林所有者の経済活動にとって不利にならないようするため、「森林と人との共生林」をなるべく少なくするような配慮をしたのである。

(2) H県C市におけるゾーニング実施過程 C市では、H県の基準により県が電算処理で出した小班ごとの区分を森林組合職員と検討し、県の基準では「森林と人との共生林」に区分された森林を、補助金を制限なく受けることがで

表-3 「H県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」における森林の機能区分

区分	対象となる森林	施策
水源涵養型	住居地または道路等主要な公共施設周辺の防災上重要な森林。	①復層林・長伐期施業の推進 ②新たな森林整備資金の確保 ③水源の森の県内全域への拡大等
県土保全型	ダムおよび集水区域の上流域など水源涵養上重要な森林。	①山地災害危険地区の解消 ②災害に強い森林づくり等
自然環境維持型	貴重な自然の森林で、自然公園、自然環境保全地域等の森林。	①貴重な自然の保全・活用 ②森林景観の保全と創造等
里山等維持活用型	都市、集落近郊の森林で、主として身近な里山林等の森林。	①NPO等による都市近郊整備 ②里山林と農用地の有機的活用等
資源活用型	公益林以外の森林。木材生産機能の高い森林。	

資料：H県資料より作成。

表-4 H県における森林の3区分

区分	水土保全林	森林と人との共生林	資源の循環利用林
国 の 基 準 ¹⁾	60.5%	21.7%	17.8%
活性化行動計画 ²⁾	56.3%	21.2%	22.5%
H県の基準 ³⁾	73.5%	7.4%	19.1%
ゾーニング結果 ⁴⁾	82%	4%	14%

資料：H県業務資料および聞き取り調査結果より。

注1)：H県が国基準に従って県内の森林を区分したシミュレーション結果。

注2)：「活性化行動計画」(2000年)に基づく5区分を国3区分にあわせた場合。

注3)：H県独自の基準によって区分したシミュレーション結果。

注4)：実際にH県の市町村によって行われた区分の集計結果。

確認があったのみで、一般の森林所有者の縦覧要請はなかった。

(3) H県D村におけるゾーニング実施過程 D村でゾーニングに携わった村の職員は一人であった。H県では区分作業に森林組合が関わった市町村が多かったが、この村では村が区分を行い、森林組合に確認を求めた程度であつたといふ。この村でも、県が電算処理で出した区分に対し、①村有林の一部にある環境保全地区（県が指定したもの）を「共生林」へ、②治山事業を実施中ないし予定している森林を「循環利用林」から「保全林」へ変更、③保安林指定手続き中の森林を「循環利用林」から「保全林」へ変更、④公社保有の森林は長伐期施業を進めているため「循環利用林」から「保全林」へ変更、⑤村有林の一部はまとまりを考慮して「循環利用林」から「保全林」へ変更、というものであつた。このうち②・③・④は県からの指示によるものであつた。こうして県の基準に基づく区分から変更されたものは、村内の全民有林の一%未満であった。もともと本村の場合、県の基準で示された区分では「共生林」はなかったため、結果として「水土保全林」七一・九%、「森林と人との共生林」〇・六%、「資源の循環利用林」二六・六%となつた。

このゾーニング実施過程で、D村は村の広報誌にゾーニングについての情報を掲載した。これに対して村内の大規模所有者数名から問い合わせがあり、村の担当者は私有林には「保全林」と「循環利用林」しかないが、これの一つには

大差なく、ゾーニングが導入されてもこれまであまり変わらないという説明をしている。また、森林所有者との合意形成については、今述べた広報誌の他に、法律の要請に添って公告・縦覧を行い、大規模所有者や企業が三人ほど閲覧に訪れている。しかし、大多数の小規模森林所有者は区分を全く知らないであろうし、大所有者でも知っているものはわずかではないかと村の担当者はみている。

こうした合意形成の過程で、一部の大規模所有者から、「水土保全林」に区分されると経済活動が阻害されるのではないかとのおそれから、自分の森林は「循環利用林」に区分して欲しいとの要請があった。これに対して村の担当者は、補助金や施業規制については実質的に差がないとの説明をして、区分の変更是しなかつたといふ。このゾーニング制度は導入されたと述べた。しかし、以上の調査結果をみると、ゾーニング制度はその政策意図とは裏腹に、その実施過程においてかなり深刻な問題を抱えていることが示された。

まず第一に、国の政策意図としては、わが国

きる「水土保全林」あるいは「資源の循環利用林」へと変更した。また、同じ林班は同一の区分になるよう配慮がなされた。さらに、県からの指示により、県営林および公社が保有する森林についてはすべて「水土保全林」に区分するよう指示があった。それは、「水土保全林」であれば長伐期施業を対象として無利子あるいは低利の起債ができるためであった。その結果、C市では「水土保全林」七三・二%、「森林と人との共生林」七・四%、「資源の循環利用林」一九・二%、特に「森林と人との共生林」に区分されたのは、森林公園など法の規制を受ける森林や公有林がほとんどであった。

C市では、林業の盛んな八地区で八〇名の森林整備地区推進員（地元の信望があり、森林整備に関する事業のとりまとめができる、森林・林業に対する知識・理解が深く、事業の推進に積極的で、森林組合から推薦された森林所有者）を設定しており、その推進員にゾーニングを説明し、推進員を通してゾーニングに関する地域の趣旨や目的について県の意図は必ずしも十分伝わらなかったようである。しかし推進員は造林補助金については興味を持ったものの、ゾーニングの趣旨や目的について県の意図は必ずしも十分伝わらなかったようである。

C市では多数の森林所有者がいるため、合意形成やゾーニング周知のための説明会開催などは当初より念頭になかったという。森林所有者が区分を知る手段は市町村森林整備計画の縦覧しかなかったが、縦覧期間の前後に各一名ずつ、合計二名（バルブ会社および電力会社）からのニンゲンの作業を担当する市町村における林務職員の数が少なく、十分に配慮の届いた区分を行うことができないという問題も見逃せない。

第二の問題点は、ほとんどの森林所有者が自ら所有する森林がどのゾーンに区分されたのか認識していないことである。ゾーニング政策の目的は、区分された森林の機能を発揮させるための森林施業を行うことにあるわけだが、所有者が区分の内容を認識していなければそれを果たすことは不可能である。

本稿では、わが国の森林を三つのゾーンに区分するというゾーニングシステムそのものは是非については触れていない。この手法がたとえ「森林の有する多面的機能の発揮」として有効な方法であるとしても、その実施過程において、深刻な課題を内包しており、政策の効果について疑問が残るのである。

国民森林会議第二三回総会議案

一〇〇五年三月一二日 東京都・本郷・学士会分館

総会次第

- 一、開会の言葉
- 二、議長選出
- 三、会長挨拶
- 四、活動報告と決算報告
 - (1) 活動経過報告
 - (2) 決算報告
 - (3) 監査報告
- 五、役員の改選
- 六、会則の改正案の審議
- 七、活動方針と予算案の審議
 - (1) 活動方針の提案
 - (2) 予算案の提案
 - (3) 討論
 - 八、閉会

引き続き記念講演会

一〇〇四年活動の経過報告

はじめに

一九八一年の発足当時と比較して、森林荒廃を解決するための国民的な議論やさまざまなボランティアグループの結成、国有林野事業における会計制度の見直しを含めた改善、基本法の改定など国民参加の森林管理の風潮はかなり広がってきましたが、荒廃の状況は全体として深刻化しているといえます。また、実践的性格の団体は多いのですが、政策提言団体は少なく、恒常に提言しているものは、未だ当会議のほかにはないという状態です。したがって、当会議の存続意義は依然としてあると考えます。これまでの林学・林政上の経験なども生かして大所高所から総合的な提言・時宜に適った講座の開設、広く深い情報発信を行っていく必要があります。

しかし、会誌や提言は、林野庁など林政関係者には比較的広く読まれていますが、当会議の存在を知る国民は少なく、諸団体との連絡・連携も弱いこともあって、十分な貢献が出来ていません。問題の焦点が、世界市場と産業構造の

すべき姿と問題点」を総括し、それに統いて川下、川中、川上の順番で「担い手」について検討する。そして流域全体のシステム、政府の役割を検討する。

川下から川上への順番とした理由は、木材の利用、国産材の利用の推進は、消費者の動向に多くがかかっていること、今は日本も世界も買い物市場であるために、特に消費者の動向が重要であること、これまで生産者側（川上）は消費者やメーカー（川下）の意識やニーズに十分な目を向けてきたかという指摘が強いことなどによるものである。以上を踏まえて章立ては下記のとおりである。

はじめに

1 森林・林業・木材利用の目指すべき姿
2 森林・林業・木材利用の現状と問題点
3 木材建築需要の開拓の担い手
4 建築供給の担い手
5 製材および製品二次加工の担い手
6 素材商品化の担い手
7 森林管理・施業の担い手
8 流域全体のシステム
9 政府の役割

取扱量の多い大手主導の市場への対応を図りつつ（ロット、均質性などの確保、集成材技術の向上など）、地場市場、地域資本の発展・成熟を目指すことの重要性（無垢材、新たなタイプの職人育成など）を検討する。これは日本の自然の特色に応じ、森林の多様な機能の発揮の調和を目指した森林の管理・施業からみた木材利用のあり方を重視するものである。それは一、二年目に提言した、森林の多様な機能の発揮に向けた森林の管理と施業のあり方を基調とした考え方である。

今年度の提言委員会は、五月の第一回以来二月まで七回開催して検討を重ね、上記の章立てでドラフトを作成することになった。林野庁は平成一七年度に「森林・林業基本計画」の見直し作業を行うことになっており、その作業の開始までに提言書を提出できればよいが、それが難しい場合は、提言内容の骨子をまとめた中間報告を提出し、しっかりとしたものその後で提出することも考えている。

2 公開講座
「新しい森林・林業と担い手」をテーマとして、四回実施しました。
◇第一回講座 四月一〇日（土）
テーマ 新規参入者から見た森林管理と林業経営
講師 水野俊哲氏（株・信州フォレスト）
◇第二回講座 六月一二日（土）
テーマ 森林育成と雇用

3 記念講演会
総会終了後に開催しました。

◇一〇〇四年三月一三日 学士会館分館
テーマ 日本人と木の文化
講師 小原一郎氏（千葉大学名誉教授）

4 会誌及び電子情報に関する活動
(1) 会誌「国民と森林」の発行
① 四回発行しました。

② 企画構成
卷頭言、論説、地方林政の動向、会員が所属する森林・林業関係のNPO・NGOボランティア活動の紹介 記念講演・公開講座の記録、提言など国民森林会議の活動内容の報告 「切り抜き林政ジャーナル」「アトランダム雑誌切り抜き」など、誌面の充実に努めました。

平成一三年度の「資源基本計画」は林業・木材利用の（再）構築への前向きな方策が欠けているとの指摘があるが、今回の提言書では「担い手」に視点を置いてそのことへの対応策を検討する。国産材利用振興のために、

変化など大きな広がりを見せつても、他方ではいることを考えますと、これまでの政府向けの提言作成を中心とした活動から、地方林政あるいは、城産域消や都市・里山も含めた地域コミュニティーという領域でも貢献していくようになることが必要と思われます。そういう新しい領域でも貢献できるように、情報媒体を広げたり、本会議の特性を生かした新規事業を起こしたりしていくことが好ましいと考えます。

1 提言委員会の活動
現在活動中であり、以下に記することは中間報告である。

一六年度の提言委員会の活動は、一四年度から三年計画の提言書作成の最終年度に当たるものである。一年目のテーマは「機能区分と施業について」、二年目は「木材の利用について」であった。

三年目は「森林・林業の担い手」であり、一年目の川上、二年目の川下と合わせて、さらに川中も加えた「担い手」をテーマとするものである。最初に一、二年目で検討したことと踏まえて「森林・林業・木材利用の目標

③ 論説の年間テーマ

森林・林業基本法後的地方段階での新たな動向の発掘と評価に力を注ぎました。

④ 誌面の充実と会員の参加

会員の意見や専門知識の交流の場として、より多くの会員の参加を心がけました。
(2) 電子情報(ホームページ、メール、掲示板)
ITメディアの普及を踏まえ、電子情報の交信のための窓口として、ホームページアドレス、メールアドレスを取得し、ホームページでは国民森林会議についての簡単な紹介を始めました。

ホームページアドレス <http://www.people-s-forest.org>

メールアドレス info@people-s-forest.org

ホームページアドレス <http://www.peoples-forest.org>

5 定点観測

① 本年も引き続き酒匂川流域での観測を継続しました。観測目標は地方都市の特性と森林・林業の関係です。
② 地域レベル、流域レベル、県域レベルで多様な活動が観測されました。
県政・水源環境税上程案概要の決定、丹沢大山総合調査流域・あしがら職人の会、森林・林業関係者協議会、「NPO・NGOの家」の竣工とサービス開始

し、総合的な組織改編策を検討しました。

役員の改選

役員候補者(敬称略)
新会長 只木良也
事務局長 山田 純
常任幹事 相田幸一、内山節、熊崎一也(新)、手塚伸、藤森隆郎、増田美砂、餅田治之、吉藤敬(新)
プロック幹事 木村武、加藤秋男、多賀清雄、三井昭二、井口隆史、依光良三、行武潔
幹事 酒井利勝
評議員 安藤邦廣(新)、榎戸勇、岡和夫(新)、金田平、鈴持裕、杉本一、柴田敏隆、島嘉寿雄、田中茂(新)、田中惣次(新)、萩野敏雄、速水亨、半田良一(新)、古野雅美、堀越弘司、山本博一(新)

なお、予定していた現地視察は延期し、丹沢大山総合調査の取りまとめの後行うことになりました。

6 共催・後援の活動

例年に引き続き、「森林フォーラム」「八ヶ岳自然と森の学校」の行事を支援する一方、新たに「かながわ職人の森」主催の「技道展とシンボジウム」(10/9-11/17箱根彌刻の森美術館)の取り組みについて多数の会員講師を紹介するなど後援しました。

7 特別委員会の活動

① 本年は四回、幹事会の日程に重ねて開催しました。常任幹事のほか、プロック幹事の多賀氏、評議員の萩野敏雄氏にも参加していただきました。
② 審議事項 支出削減策(主に会誌発行費用の縮減)・収入増加策(主に会費の値上げ)・会員構成の見直し(正会員と賛助会員の一別)と拡大策(ITメディアでの交信)・新規事業の方向(森林管理研修の充実支援など特性を生かした事業)・会則改定案(総則など新しい組織像や活動目的の提示)・会費の徴収方法の変更(自動引き落とし)

8 組織の活動

(1) 組織の形態と運営

プロックを単位とした地域の活動と中央

社会による総合的森林管理・適合的な事業体ネットワークの編成及びそれらを支える社会経済システムの構築、さらに文化的基礎としての人々の森林への親しみの進展をめざし)広く各界各層の英知を結集して提言等を作成するとともに、さまざまな事業を通じて、森林・林業・木の文化の再生、森林と人との共生を願う各地の活動に貢献するものとする。

提案理由など
総則を加える方向で総則案を作成すること、その原案を事務局が用意することが幹事会で決まりましたが、その理由は、現在の趣意書は歴史的文書として残しつつ、現在の情勢にふさわしい、新たな趣意書を作成することが望ましく、その場合、同じ意味合いの、ただし簡潔化した適当な総則を作成することができるものなら、並立させ、作業としては総則の条文化を先行させてよいだろうというものでした。HPの関係もあり、活動趣旨を伝えるものを早く作りたいという事情があります。現段階では、趣意書は詳く書くとして、総則では()内の文言は省いてもいいのではないか、という意見が出されています。なお、このような(審議中の総則案)この会は、森林をかけがえのない存在として認識し、(森林

の活動を結びつけた運営に努めましたが、会議や会誌での結合には限界もあり、運営方法などを工夫していく必要があります。

機関

① 総会は1004年3月13日に開催し、原案通り決定されました。

② 評議委員会は1004年1月5日に開催し、評議員八名、常任幹事七名、プロック幹事一名の下で総会議案、その他重要な事項の審議を行いました。

③ 常任幹事会は、会長・事務局長と常任幹事九名によって上記の公開講座の日の午後に年四回開催し、総会で承認された活動方針に基づき、会誌の編集その他の事業の運営について協議しました。

会員

今年度も会員の拡大策に取り組む一方、会員構成の変更に伴い意思の確認を行った結果(中途経過)は次のようになっています。
通常会員 一六五名
うち正会員七七名 未確定八八名

購読会員

昨年一六三名
うち賛助会員六九名 未確定一一〇名

名誉会員

二名(昨年二名)

財政基盤

財政基盤の確立を図るため会員の拡大に努める一方、会費滞納者の解消に努めました。また、上記のように特別委員会を開催

(3) 会員
この会は、森林・林業に関する調査・研究、出版などをを行い、政府・国民に向けて必要な提言をし、世論の喚起をはかるほか、関係事業を行うことを目的とする。
(4) 第四条(事業)
この会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。
一、森林・林業に関する調査・研究
二、森林、林業に関する提言と世論の喚起
三、技術研修、体験学習などの支援
四、林産関連事業及び事業体の編成に関する提案
五、会誌・出版物の発行及び電子情報の発信
六、関係諸団体との協力、提携
七、その他この会の目的を達成するために必要な事業

第五条(会員)

この会の会員は、次の通りとする。

正会員

名譽会員
賛助会員
2 正会員は、この会の目的に賛同し、会員の推薦により、常任幹事会で承認した者(個人)とする。

3 会の発展に貢献した会員を、総会の議

※報告一 下記の文は審議中の原案で、今後新しい役員体制の下で一年近く時間をかけて議論し、評議委員会と総会の討議にかけ決定する予定です。それまでは、これまでの規約が生きることになり、総則はないままとなります。

(審議中の総則案)この会は、森林をかけがえのない存在として認識し、(森林を

が省いてもいいのではないか、という意見が出されています。なお、このような

決により終身の名誉会員とすることが出来る。(従来は、「常任幹事会の推薦で」)

4 賛助会員は、会誌を定期的に購読する個人、及び、この会の目的に賛同し、特にその達成に寄与するために、この会に特別の会費を納入する個人及び団体で、常任幹事会で承認したものとする。

5 購読会員 この項は削除

⑤ 第六条(会員などの権利・義務)

この会の正会員は、会費を納入し、会誌の配布を受け、かつ総会に出席して、本会の活動及び事業の方針、運営などの議事について、その議決に参加するものとする。

2 この会の賛助会員は、会費を納入し、会誌の配布を受けかつ総会に出席して、その議事案件に意見を述べることが出来るほか、会の諸事業に参加することが出来る。

⑥ 第七条(会費)

この会の運営に必要な経費は、会費、事業収入等をもってある。

⑦ 購読会員 この項は削除

会費は次の通りとし、所定手続きをもつて納入するものとする。

一、正会費 会則第五条第一項の会員で一年間六千円とする。

二、賛助会費 会則第五条第三項の会員で、一口千円を単位として、一人当たり年額三〇以上の任意の額とする。

三、購読会費 この項は削除

四、名譽会費 この項は変更なし。(第三項に移動する。)

* 賛助会員あての用紙には、①三〇〇〇円

②四〇〇〇円③五〇〇〇円④六〇〇〇円以上()円と印刷しておき、任意に選択してもらう形をとる。一年間固定で、年度ごとに意向を尋ねるが、特に申し出のない場合は継続扱いとさせていただく旨を銘記しておく。取り扱い金融機関の郵政公社には、毎年引き落としのリストを作成して提出する。

* 会員以外でも会誌の購読はできる。一般購読用に一定の部数を余分に印刷しておく。会誌代金と送料はいたくことになるが、その額は、会則外に運営規則を設けて定める。この収益は事業収益となる。一年以上継続して購読された方は賛助会員として加入登録するよう依頼する。

⑦ その他の条(新第九条など)

通常会員を正会員と改める。

⑧ 会員登録

⑨ 会員登録

⑩ 会員登録

⑪ 会員登録

⑫ 会員登録

⑬ 会員登録

⑭ 会員登録

⑮ 会員登録

⑯ 会員登録

⑰ 会員登録

⑱ 会員登録

⑲ 会員登録

⑳ 会員登録

㉑ 会員登録

㉒ 会員登録

㉓ 会員登録

㉔ 会員登録

㉕ 会員登録

㉖ 会員登録

㉗ 会員登録

㉘ 会員登録

㉙ 会員登録

㉚ 会員登録

㉛ 会員登録

㉜ 会員登録

㉝ 会員登録

㉞ 会員登録

㉟ 会員登録

2 公開講座

① 統一テーマ 未定

② 講座日程等 例年通り、年四回、全林野会館内林政研究センター四階会議室にて開催する予定です。(※会員外にも参加を呼びかけます。ただし五百円をいただきます。)

第一回は 四月九日(午後一時~四時)
第二回は 六月一日(午後二時~四時)
第三回は 九月一〇日(午後一時~四時)
第四回は 一二月一〇日(午後二時~四時)

講師・内容などは決まり次第、会誌などでお知らせします。

③ 一般向け公開講座(従来の公開講座とは違い、一般的の関心を集めテーマで、規模を大きくして行うものです)

④ 会員登録

⑤ 会員登録

⑥ 会員登録

⑦ 会員登録

⑧ 会員登録

⑨ 会員登録

⑩ 会員登録

⑪ 会員登録

⑫ 会員登録

⑬ 会員登録

⑭ 会員登録

⑮ 会員登録

⑯ 会員登録

⑰ 会員登録

⑱ 会員登録

⑲ 会員登録

⑳ 会員登録

㉑ 会員登録

㉒ 会員登録

㉓ 会員登録

㉔ 会員登録

㉕ 会員登録

㉖ 会員登録

㉗ 会員登録

㉘ 会員登録

㉙ 会員登録

㉚ 会員登録

㉛ 会員登録

㉜ 会員登録

㉟ 会員登録

(2) 電子情報に関する活動

① ホームページに当会議の紹介ページを作成します。主な内容は、会議の活動目的、設立趣意書、提言などの活動実績、公開講座の案内、会誌の案内会則及び会

6 森林・林業に関する現地観察

県の第一丹沢大山総合調査報告書(三月)には、森林生態系や資源調査のほか、利用・なりわいに関する調査・方針が含まれます。それを受けて五月に実施する予定です。首都圏都市近郊の後発不振林業地林政の方向転換と市民・職人層による地消一体型ネットワーク形成の動きをテーマにしたツアード。日本・経路などは決まり次第通知します。

9 組織の活動

(1) 組織の形態と運営

東京一極集中的な運営に陥らぬよう、ブロック幹事の方々と各地の動きや課題などをメールなどで定期的なやりとりをし、適切なものはホームページに掲載するなどして、定期会議や会誌の編集だけでは限界のあつた部分を改善します。

(2) 機関

① 総会はこれまでと同様の位置づけ・運営とします。

一二〇〇六年は、三月一日(土)に開催する予定で、会場は学士会館分館とし

ます。

② 評議員会は、評議員と常任幹事、プロッ

ク幹事とで構成し、総会議案その他重要な事項の審議を行います。

二〇〇六年は、二月四日（土）に開催する予定です。

③ 常任幹事会は、会長、事務局長、常任幹事とで構成し、総会で決められた活動方針に基づき、日常の事業を執行します。

定例の常任幹事会は年四回、原則として公開講座の当日の午後に開催します。

④ 拡大幹事会は、常任幹事とブロック幹事とで構成し、組織運営で特に重要な課題について必要に応じて開催します。ブロック幹事は、ブロック内の会員間の情報交換・交流の世話役及び常任幹事との連絡役を通常の任務とします。

⑤ 特別委員会は会長・事務局長・常任幹事その他若干名の会員によって構成し、財政基盤の確立、新規事業など関係事項の検討を行います。この検討結果は再建案にまとめて総会に提出することになって、当面の財政措置などを一部を本年総会に提出し、実施することになりましたが、それらの経過観察・検討も経た上で、新規事業案も含む残りは来年の総会に提出し、承認を得れば、適当な準備期間を経て実施する予定です。

- (3) 会員
- ◇ ① 検討中の事業について
　　◇ ホームページなどを活用して、学生などを対象に会誌を購読する賛助会員の増加に努めます。
- ② 財政基盤の確立
　　◇ 特別委員会の審議を受けて、今後とも正会員の拡大による収入の増加を図るとともに、会誌発行費用などの節減に努めます。
- ③ 検討中の事業について
　　◇ フォレスターの養成をめざす森林管理技術者の補完的研修
　　◇ 森林インストラクター、公的な研修を修了した各種林業技術者、森林ボランティアのリーダー層などある程度力量の揃った人たちを対象に、これまでの研修ではなかなか身につけることの難しい現場能力やエコシステムマネジメントなど新しい森林管理技術、さらには資源利用の展望などを身につけてもらうための研修を行う。将来の流域森林管理委員会のリーダーとなるフォレスターの養成を意識したものである。各研修機関とのつながり、研修修了者の扱い、教材・教程・教授陣の整備、フィールド・協力施設の確保のほか、募集などの実務委託について今後検討を進める方向。
- ④ 現在検討中の事業では最も実現の見通しが早くつく可能性がある。
- ◇ グリーンツーリズム型森林環境学習
　　◇ 群馬の「赤城の森」、長野の「四季の森」、

「緑のダム」が進んでいる新潟県、長野県、

第23回総会のご案内

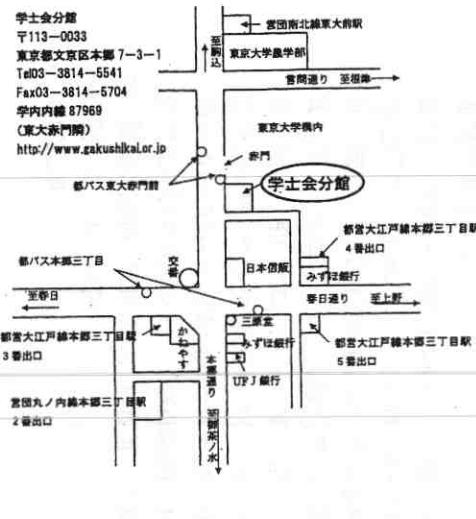
次の予定で国民森林会議の総会を開きますのでご参考下下さい。別途・会員には案内を出します。

日時・二〇〇五年三月一二日（土）午後一時から
場所・東京都文京区本郷 学士会分館

○ ○ 記念講演（当日午後二時から）は、

講師・半田良一氏（京都大学名誉教授）です。

○ ○ 総会終了後、希望者（会費・三、〇〇〇円）で懇親会（午後三時～）を開きます。



るというような山が多い。そのような森林を対象に、地域の造林・素材生産業者と建築事業者・木製品製造事業者を直接つないで一体性のある確かな域消ルートを形成していくことが求められているが、そのためには産地や森林管理の進展を客観的に認証するシステムが欠かせない。また、それには、前提として技術論議もされていないような現場の多い中で、山の事業評価を行う第三者機関も必要である。そのシステム設計と編成を、公的補助を受け行うというもの。神奈川などでの取り組みを先行させながら検討していきたい。

◇ デザイン・コラボレーションセンターの設立と共同運営

神奈川県、栃木県、静岡県などの、域消ルートの杉やカラマツを建具職人の手で家具化する試みでは、デザインが決定的に重要な意味を占めている。また、「木の建築フォーラム」では、域消ルートの杉を木材利用率の高い板倉構法の家にしていく活動を進めているが、ここでも設計デザインと強度試験による壁倍率の取得が重要な意味を占めている。その他各地の域消ルートの形成でも、住まい手と設計デザイン思想を共有していくことが鍵になっている。このように域消ルートの形成拡大には、設計デザインや事業者間の提携が重要な意味をもつていて、これを強化していく必要があります。そのためのデザイン・コラボレーションセンターを、本会議が他団体とのつながり

を活かして協同して作り、運営にも携わるというもの。

※ 除間伐材のチップ化やバイオマスの燃料化、野生動物の農業被害等緩和対策としてのバッファーゾーンの設定などについても関心はあり検討していますが、困難も多く、ここにとりあげるには至っていません。

なお、会誌に掲載する場合は、極力簡潔にして、他の紙面の充実を図る必要がありますので、報告事項、簡略な表現に置き換えることが可能な部分、説明部分などは出来るだけ簡略化させていただく予定です。

三重の「速水林業の森」など、協力していただけなら各地の会員と関係の深い森林や流域社会をつないで、さまざまな作業体験、森林の機能や資源などの実地調査、森林管理法、木材利用（建築）の身近な事例、将来方向なども学習項目に取り上げて、ツアーフィールドでは「草木」も「森」も「材」も「森林共生社会」も見えてくるような系統だった移動型森林環境学習プログラムをつくろうというものの、個人的には「森が見えてくること」「共生型森づくりの出来る能力の獲得」公的には「インタークリーク」や森林ボランティアの養成を目的に、グリーンツーリズム爱好者や森林ボランティアを対象に繰りひろげるツーリズム型学習の構想である。青年期教育において成長体験が重視されているが、出来れば、高等学校や大学でも使われる森林学習向きの教材・プログラムを作り、その販売からも一定の収益を見込んでいきたい。一国民森林会議には大学の教授陣が多いという特長を活かせればよいのだが。

◇ 施業・計画の評価と森林認証・過程認証の支援
　　◇ 経営規模や蓄積量が大きく、林道など経営基盤も比較的整った森林では、今後FSCなどの森林認証の取得が進んでいくと予想されるが、それは限られていて、現実には比較的条件が良くてもそこにはまだ距離のある森林、条件は良くないが、間伐材などを少しは出せ

2005年度予算

区分	項目	前年度 予算	当年度 予算
収入	正会員	500,000	462,000
	購読会員	3,200,000	2,650,000
	出版物収入		
	その他		
	繰越	186,668	225,403
	計	3,886,668	3,337,403
支出	会報発行費	2,600,000	1,500,000
	物品費	0	0
	通信費	20,000	300,000
	事務所費	0	0
	資料購入費	10,000	10,000
	印刷費	20,000	20,000
	総会費	230,000	270,000
	評議員会費	230,000	230,000
	幹事会費	230,000	280,000
	調査・活動費	520,000	570,000
	提言委員会		250,000
	定点調査		50,000
	公開講座		180,000
	教育森林助成		20,000
	調査予備費		20,000
	団体加盟費		20,000
	通役費		100,000
	小計	3,880,000	3,300,000
	予備費	6,668	37,403
	計	3,886,668	3,337,403

2004年度決算

区分	項目	当初 予算	決算額
収入	通常会員	500,000	431,000
	購読会員	3,200,000	3,361,000
	出版物収入		
	その他		
	繰越	186,668	186,668
	計	3,886,668	3,978,668
支出	会報発行費	2,600,000	2,463,606
	物品費	0	0
	通信費	20,000	144,617
	事務所費	0	0
	資料購入費	10,000	0
	印刷費	20,000	0
	総会費	230,000	264,611
	評議員会費	230,000	103,761
	幹事会費	230,000	288,332
	調査・活動費	520,000	415,803
	提言委員会		250,000
	定点調査		50,000
	公開講座		180,000
	教育森林助成		20,000
	調査予備費		20,000
	団体加盟費		20,000
	通役費		74,535
	シンポジウム		
	小計		3,755,265
	予備費	6,668	
	計		3,755,265
	次年度繰越		223,403
	合計	3,886,668	3,978,668

森林フォーラムの活動

100四年度活動の経過報告



1 森林フォーラムの会総会について

開催日時 二月二日（日）

講演

テーマ 「最近の森林整備と森林政策について」講演と討論

講師 森林フォーラム代表世話人

内山 節氏

開催会場 全林野会館

参加者 二六人

2 赤城親しみの森「森林フォーラムの森づくりフォーラム」について

企画・相田代表世話人・雨宮世話人

群馬県・赤城村国有林内で、「森林フォーラムの森づくりフォーラム」を開催し、間伐・除伐・散策道づくり・山野草の植生調査等森づくりの作業を九回実施しました。開催状況はフォーラムニュース（記述・雨宮世話人）で報告済です。

3 恒例の上野村フォーラムについて

企画・内山・相田両代表世話人

内山節と行く「山里の自然探訪。歩こう・かじろう・汗かこうそして語ろう」のテーマで開催しました。山村文化を学び村民との交流を深め、シオジの原生林の探訪や自然観察と溪流散策を満喫。村民との交流・語り部では十石犬のルーツを聞き、村内の文化遺産めぐりでは「胡桃平地区石積み」を見学しました。

100五年度活動計画（案）

1 森林フォーラムの会総会開催について

日 時 二月一日（祝日）

会 場 財団法人 全林野会館

講演と討論 「森林管理と環境問題について」

講師 森林フォーラム代表世話人

内山 節氏

2 年間の具体的活動計画について

森林フォーラムの会の活動は、昨年の活動を踏襲します。

活動の重点として ①赤城森林フォーラムの森づくり ②上野村フォーラム ③森林・林業視察研修を行います。具体的活動は次の通りです。

(1) 赤城親しみの森「森林フォーラムの森づくりフォーラム」について

企画担当：相田代表世話人・雨宮世話人

森づくり作業は、毎月一回（土日、一泊二日）行うことになります。その中で春（五一四～五日）と秋（一〇月九～一〇日）

【定例森林整備作業日】

一月十五～十六日	三月十九～二十日
四月一六～一七日	五月一四～一五日
六月一八～一九日	七月一七～一八日
九月三～四日	〇一～〇月九～一〇日
一月二二～二三日	一二月三～四日

◎印は、内山節先生の「森の哲学塾」の日です。

(2) 「上野村フォーラム」について

企画担当：内山・相田両代表世話人

恒例の上野村フォーラムは「都市と山村を結ぶ」交流の場とし、上野村の文化遺産等訪ね、村民との交流を行う予定です。参加募集人員は二〇人程度です。

詳細はフォーラムニュースでお知らせします。

開催日時 一月一八日（金）

二月一〇日（日）（泊三日）

① 開催日時 第一回 一月一七～一八日（日）

第二回 三月二〇～二一日（日）

第三回 四月一七～一八日（日）

第四回 五月一五～一六日（日）

第五回 六月一九～二〇日（日）

第六回 八月一八～一九日（日）

第七回 一〇月三～四日（日）

第八回 一一月二三～二四日（日）

第九回 一二月四～五日（日）

② 開催会場 群馬県・上野村

③ 参加者 一二二人

① 開催日時 七月二四日（土）～二六日（月）二泊三日

② 開催会場 山形県・小国町、東北森林管理局・置賜森林管理署管内の「朝日」の森・飯豊の森フォーラムを開催しました。朝日連峰・飯豊連峰に残されたブナ林の森林生態系保護地域の実態や小国地区のマタギのお話し等を見聞しました。

① 開催日時 九月一八日（土）～一〇日（月）二泊三日

② 開催会場 山形県・小国町

③ 参加者 二五人

① 開催日時 九月一八日（土）～一〇日（月）二泊三日

② 開催会場 山形県・小国町

③ 参加者 二五人

5 国民森林会議「公開講座」について

公開講座は四回開催されました。参加者延べ一人（森林フォーラムの会員出席者人数です）

開催場所 群馬県・上野村

(3) 森林・林業視察研修について

企画担当・相田代表世話人・西山事務局担当

当 「山の文化と歴史の里・山陰地方の視察研修」を行います。

鳥取県・大山周辺の森林・林業の実情視察と島根県・歴史の里タカラの吉田村、広島県・千両山のハチロウスギの伏条更新と沢伐林施業、広葉樹との混交林の実態、比婆山のブナの森等を見聞します。

・開催日時 九月一七日(土)

一九日(月)(一泊三日)

・開催場所 鳥取県・島根県・広島県方面

・募集人員は、二〇人とし、詳細はフォーラムニュースでお知らせします。

(4) 会費について

会費は年間一人三、〇〇〇円とし、家族会員の会費は年間一人一、〇〇〇円とします。

(5) 森林フォーラムニュースの発行について

例年通り年四回発行します。

(6) 国民森林会議公開講座受講について

森林問題の学習講座として国民森林会議の公開講座の受講をお勧めします。

年四回の国民森林会議公開講座の日程は

次のとおりです。

・四月九日・六月一日・九月一〇日

・一二月一〇日

公開講座の講師及びテーマについては、決まりしだいフォーラムニュースでお知らせします。公開講座会場は、文京区大塚「全林野会館」です。

(7) 定例「フォーラムサロン」の開催について

毎月一回、第二木曜日開催します。

フォーラムサロンは、お話し合いや情報交換をしたり、ときには講師を招いてお話を聞いたり、森林フォーラムの会の運営や協議をしたり、自由に意見交換をしあう場です。ご自由にご参加下さいようお願いします。

・開催会場 世田谷区千歳鳥山公民センター
(電車は京王線千歳鳥山駅下車)

・開催時間 一九：〇〇～二：〇〇

・会費は一回二〇〇円程度(お茶代などとして)

※ 変更もありますので、相田又は西山まで問い合わせ下さい。

・次回、三月のフォーラムサロンは、三月一〇日(木)です。ご自由にご参加下さい。



八ヶ岳自然と森の学校

一〇〇五年度の開講ご案内

主 催 八ヶ岳自然と森の学校
國 民 森 林 会 議
後 援 中部森林管理局・長野県・茅野市・
茅野市教育委員会・茅野市観光連盟

八ヶ岳自然と森の学校は、今年も三四コースの多彩な内容のスケジュールを別表のようにたてました。この学校は、さまざまな専門分野の先生方の説明を聞きながら、八ヶ岳との触れ合いで通じて人と自然とのかかわりを考える「森の学級」です。初心者の方もお誘い併せて今年いろいろな講座を楽しんで頂きたいと願っています。

ところで今年は、「八ヶ岳自然と森の学校・再スタートの年」と位置づけ、インター・ブリター(森の解説者)の研修と活躍の場を大幅に増やしました。何故そうするのか、国民森林会議の地元会員で八ヶ岳自然と森の学校に早くからかわってきた高木保夫氏はこう話しています。

「開校以来一七年を迎えて、卒業生である森のインター・ブリターも六〇名を超えた。と

ころがせっかく卒業したのに物足りなさを覚えたり、かえって八ヶ岳が遠くなってしまった方がおりました。こうした仲間を山へ引き戻さなければなりません。

昨年来、この現状を何とかしたいと、山小屋

とインター・ブリターそれに歴代の講師に加わっていただき、企画委員会を数次にわたり開いた結果、開催コースに講師の補助員として、インター・ブリターが参加する、インター・ブリターの勉強会を復活する、ホームページを立ち上げる、会則を見直す、ことなどが決まりました。そして、まずは三月二〇、二一日に美濃戸高原ロッジで冬の観察会を兼ねてのインター・ブリター研修会が復活しました。

教育森林を提言し、八ヶ岳での立ち上げをされたのは柴田敏隆会員と故松沢謙会員です。初の山行のあと、松沢氏は「この集まりを良くしていったく、仲間を誘っていたく、そして子

* これはインター・ブリターが講師の先生に替わって説明役を務めるというのではなく、初心者のちょっとした相談にのるとか、自然のルールを守る指導員の役目などをしていただき、ゆくゆくは子どもたちを森にいざなう教育森林運動の「核」になっていただけ狙いです。今年の学校の各コースの中にもインター・ブリターの向上に欠かせない講座がたくさん含まれています。

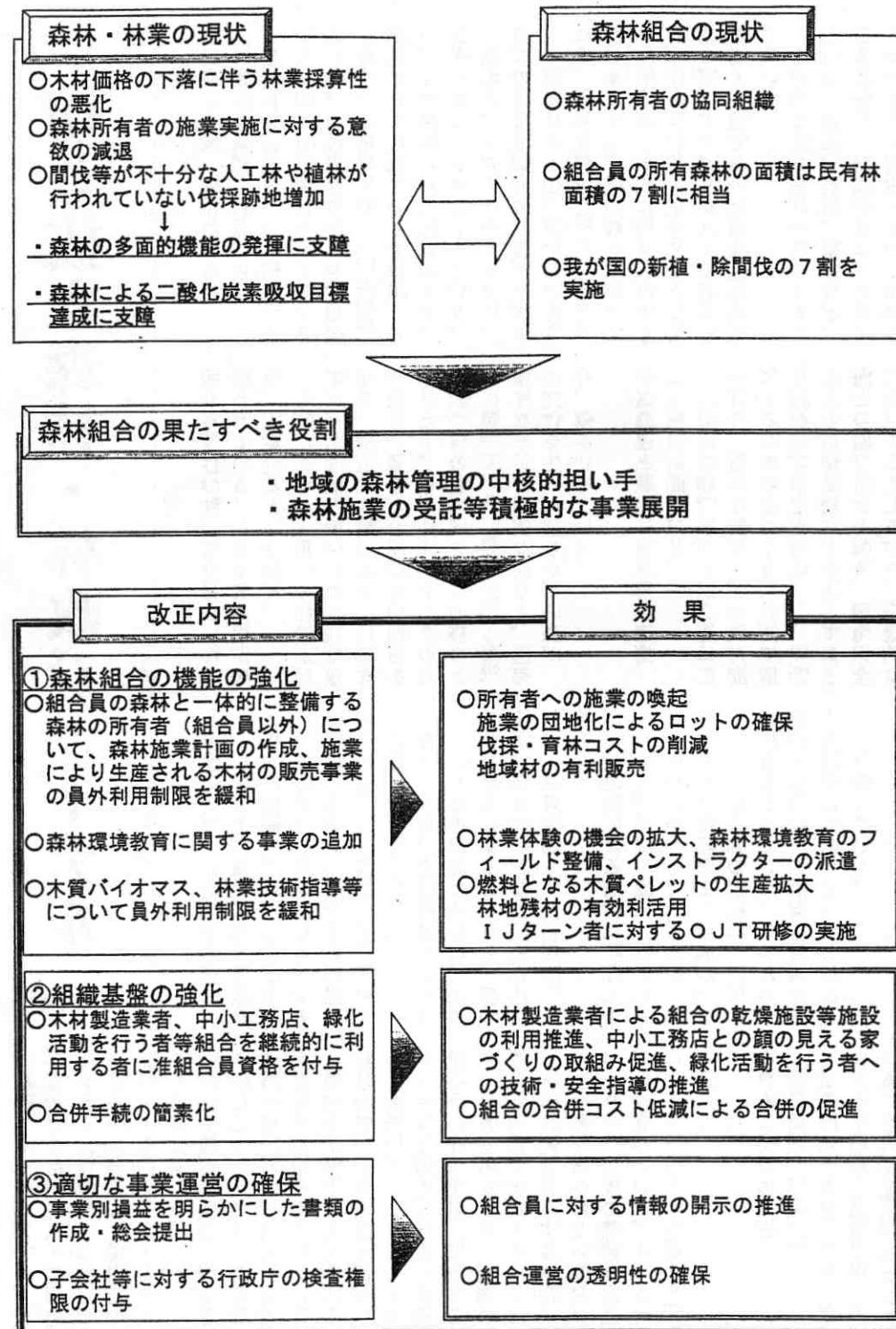
ぜひ、国民森林会議の皆様もお仲間を誘い合って参加していただき、いろいろ提言をしてくださいますようお願いいたします。

期日	テーマ及び講師	場所(山小屋)
⑯ 7月2・3日	ウルップソウとコマクサ(夏の高山植物) 講師 杉山 清(諏訪教育会植物委員会)	硫黄岳山荘 連絡先:浦野 岳孝
⑰ 7月2・3日	フラワートレッキング・梅雨時の高山植物 講師 斎藤 敏	オーレン小屋 連絡先:小平 勇夫
⑱ 7月2・3日	蓼科バードウォッチング 講師 遠藤 祐二	蓼科山荘 連絡先:米川 正利
⑲ 7月9・10日	八ヶ岳「夏・花・岳」スケッチ教室 講師 名児那 園美	オーレン小屋 連絡先:小平 勇夫
⑳ 8月4・5日	夏のスケッチ (大人も子供もいっしょに楽しく描こう《小学生以上》) 講師 小倉 玲子(日本画家)	夏沢鉱泉 連絡先:浦野 岳孝
㉑ 8月6・7日	夏休みふれあいキャンプ講習会 講師 日本キャンプ協会	オーレン小屋 連絡先:小平 勇夫
㉒ 8月6・7日	八ヶ岳の動物達(夏休み企画) 講師 鈴木 欣司(日本哺乳類学会)	山彦荘 連絡先:原田 雅文
㉓ 8月12・13日	ペルセウス座流星群極大観測 講師 大藏 満(長野市立博物館学芸員)	高見石小屋 連絡先:原田 茂
㉔ 8月20・21日	八ヶ岳山麓の花と木の実 講師 今井 建樹(長野県植物研究会)	美濃戸高原ロッヂ 連絡先:田中 敏夫
㉕ 8月27・28日	横岳・大同心から見る八ヶ岳の雄大な地質 講師 永沼 治(日本陸水学会・日本珪藻学会)	硫黄岳山荘 連絡先:浦野 岳孝
㉖ 9月3・4・5日	自然とふれあうスケッチ (八ヶ岳の稜線を思いっきり描いてみよう) 講師 小倉 玲子(日本画家)	硫黄岳山荘・根石山荘 連絡先:浦野 岳孝
㉗ 9月10・11日	大石川源流を訪ねて ~秋~ 講師 大木 正夫(長野県林業大学校)	麦草ヒュッテ 連絡先:島立 博
㉘ 9月10・11日	初心者の岩登りとザイルワーク 講師 島田 良(八ヶ岳山岳ガイド)	黒百合ヒュッテ 連絡先:米川 正利
㉙ 9月17・18日	蓼科キノコ教室とキノコ料理 講師 五味 一郎(日本菌学会)	蓼科山荘 連絡先:米川 正利
㉚ 9月23・24日	キノコと樹木 講師 大木 正夫(長野県林業大学校)	夏沢鉱泉 連絡先:浦野 岳孝
㉛ 10月1・2日	キノコ 講師 阿部 義男(長野県植物研究会)	美濃戸山荘 連絡先:藤森 周二

八ヶ岳自然と森の学校 2005年度開講スケジュール

期日	テーマ及び講師	場所(山小屋)
各コースとも土・日曜日 ※②は木・金曜日 ⑤⑦⑩は金・土曜日 ⑧は日・月曜日 ⑯は土・日・月曜日 連絡先の住所・電話は最終ページをご覧ください。		
① 4月9・10日	残雪の春山を画こう 講師 小倉 玲子(日本画家)	黒百合ヒュッテ 連絡先:米川 正利
② 4月23・24日	スノーシューで春山を歩く(初心者も歓迎) 講師 浦野 岳孝(八ヶ岳山岳ガイド協会)	夏沢鉱泉 連絡先:浦野 岳孝
③ 5月14・15日	山菜と樹木 講師 大木 正夫(長野県林業大学校)	夏沢鉱泉 連絡先:浦野 岳孝
④ 5月14・15日	山菜 講師 阿部 義男(長野県植物研究会)	美濃戸山荘 連絡先:藤森 周二
⑤ 5月20・21日	写真入門(新緑の夏沢の流れ) 講師 日野 安喜(日本写真作家協会)	夏沢鉱泉 連絡先:浦野 岳孝
⑥ 5月21・22日	八ヶ岳山麓の春 講師 今井 建樹(長野県植物研究会)	美濃戸高原ロッヂ 連絡先:田中 敏夫
⑦ 5月21・22日	山菜 講師 守屋 貞美	オーレン小屋 連絡先:小平 勇夫
⑧ 5月22・23日	バードウォッチング(里山を中心に、亜高山帯まで) 講師 林 正敏(日本野鳥の会 諏訪支部長)	夏沢鉱泉 連絡先:浦野 岳孝
⑨ 6月11・12日	大石川源流を訪ねて ~春~ 講師 大木 正夫(長野県林業大学校)	麦草ヒュッテ 連絡先:島立 博
⑩ 6月11・12日	ツクモグサとキバナシャクナゲ(初夏の高山植物) 講師 白鳥 保美(諏訪教育会植物委員会)	硫黄岳山荘 連絡先:浦野 岳孝
⑪ 6月11・12日	八ヶ岳山麓の花を描いてみよう 講師 小倉 玲子(日本画家)	美濃戸高原ロッヂ 連絡先:田中 敏夫
⑫ 6月11・12日	モモンガとヤマネの生態 講師 鈴木 欣司(日本哺乳類学会)	山彦荘 連絡先:原田 雅文
⑬ 6月18・19日	蓼科山写真教室(デジタルカメラ)と 桜まつり(蓼科山の山桜) 講師 磯貝 猛(山岳写真家)	蓼科山荘 連絡先:米川 正利
⑭ 6月18・19日	春山ビギナー体験登山教室 講師 高橋 正幸(八ヶ岳山岳ガイド協会)	オーレン小屋 連絡先:小平 勇夫
⑮ 6月25・26日	山岳地図の読み方・実践編 講師 佃 秀敏	オーレン小屋 連絡先:小平 勇夫

森林組合法の一部を改正する法律案の概要



林野庁が今国会（162回）に提出

期日		テーマ及び講師	場所（山小屋）
㉒	10月8・9日	秋山ビギナービーク登山教室 講師 高橋 正幸（八ヶ岳山岳ガイド協会）	オーレン小屋 連絡先：小平 勇夫
㉓	10月15・16日	写真入門（とっておきのポイント） 講師 日野 安喜（日本写真作家協会）	夏沢鉱泉 連絡先：浦野 岳孝
㉔	11月12・13日	バードウォッチング（里山の冬鳥を見よう） 講師 林 正敏（日本野鳥の会 諏訪支部長）	夏沢鉱泉 連絡先：浦野 岳孝

★連絡先★

米川 正利	①⑩⑪⑫⑬ 〒391-0013 長野県茅野市宮川 11311-8	Eメール kitayatu@alles.or.jp TEL 0266-72-3613 FAX 0266-82-0555
浦野 岳孝	②③⑤⑧⑩⑪⑯⑯⑯⑯⑯⑯⑯ 〒391-0215 長野県茅野市中大塩 13-73	Eメール iou@xd6.so-net.ne.jp TEL/FAX 0266-73-6673
藤森 周二	④⑪ 〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1722	Eメール yatsugatake.fujimori@nifty.ne.jp TEL 0266-74-2728 FAX 0266-74-2755
田中 敏夫	⑥⑪⑫ 〒391-0011 長野県茅野市玉川 1400-829	Eメール ta-to@cello.oce.ne.jp TEL/FAX 0266-74-2102
小平 勇夫	⑦⑪⑯⑯⑯⑯⑯ 〒391-0213 長野県茅野市豊平 2472	Eメール o-ren@po.dcn.ne.jp TEL 0266-72-1279 FAX 0266-72-1296
島立 博	⑨⑫ 〒391-0301 長野県茅野市北山 8241	TEL/FAX 0266-78-2231
原田 雅文	⑩⑫ 〒391-0011 長野県茅野市玉川 2382-5	TEL/FAX 0266-72-3260
原田 茂	⑫ 〒253-0063 神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸 2-27	TEL 0467-87-0549

★八ヶ岳自然と森の学校のいろいろなコースに、何年かかっても8~10回参加された方の中で、適格と認められた人に、『森のインターリター（森の解説者）』の資格が与えられます。今まで63名のインタークリターが誕生し、全国各地で活躍しています。

インタークリターだけの研修会や集いなど特典もあります。

★申込み手続きなど

- 各コースの申込み、問い合わせは、それぞれの連絡先（担当の山小屋）へご連絡下さい。
- 参加費用は1泊2日で12,000円（㉒は2泊3日で22,000円 2日間のみの参加も可）
(2食付き宿泊費、教材、受講料、保険料を含む。交通費は別途。)
- 集合場所、時刻、詳しい内容はお申込み時にお知らせしますが、ほぼ午前10時頃に最寄りの駅付近、または現地集合の心づもりでご準備下さい。
- 希望者が少人数のコースは中止させて頂く場合がありますのでご了承下さい。
- 尚、各コースとも軽い山歩きになりますので、当日は相応の服装、持ち物（雨具、防寒衣類、水筒、弁当、懐中電灯など）とルーペ（虫眼鏡）、双眼鏡などお手持ちの観察用具、筆記用具をご用意下さい。昼食は各自負担となります。

☆お申込みは、下記の項目を明記し、各コースごとに別用紙で連絡先にお送り下さい。

- ◆参加コース名・期日 ◆住所（〒） ◆電話番号 ◆氏名 ◆生年月日 ◆血液型
- ◆これまでの参加年月日、コース名、その他連絡事項等

切り抜き森林・林政ジャーナル

11~1月

<新聞・この3カ月>

◆日経「春秋」枯れのもり

〔日本経済新聞 11月13日〕

夏枯れとは別に、「枯れ」というのが、日本では進行しているらしい。白砂青松の松原や、錦織りなず紅葉に緑を添える山の松が、茶色に立ち枯れている姿は痛々しい。一方枯れは人知れぬまま、ひそやかに広がっているといふ。

枯れの木、ミズナラやコナラは、日本の落葉広葉樹の代表。ミズナラの巨木はよく山の主にたとえられる。縄文の遺跡の数からすると、西日本よりも、枯れの森が広がっていた関東から東北に縄文人はより多く住んでいたと推定されている。枯の実、ドングリが人々の暮らしを支える糧であった可能性が極めて高い。

その枯の立ち枯れが広がっているのは、富山、石川、福井など、日本海側だ。結果的には、キクイムシのような害虫によって枯れるのだが、樹勢を衰弱させて害虫の侵入を許すのは、この地域に降り

積もる酸性の強い雪ではないかと疑われている。これで枯れの根が痛み、木が弱るという説だ。今年、クマの人里への出没が頻繁だった地域と枯れの地域は重なる。構造的な枯れで山は不作が続き、猛暑と台風が追い討ちをかけた。枯の仲間、オークの森は北半球の温帯域を幅広の帶のように覆っている。酒を熟成する樽、重厚な家具、良質な炭など、温帯の文化を生んだ拂りかこの森が、今、傷み始めている。

◆道漁連と道森林管理局が連携
〔北海道新聞 11月26日〕
十五日、豊かな資源に恵まれた海に於けるための森づくりに共同で取り組む基本協定を締結した。猟師による植樹活動などを通じて森と海との結び付きを強め、環境保全に役立てるとしており、全道的な草の根運動に広げていく考えだ。全道の二十一森林管理署と八十

この運動による植樹は年間三千五百本。だが、漁協に近い沿岸部の民有林が中心だったため、國有林の多い内陸部では広がっておらず、国有林の植樹は一〇%前後になるとどまっていた。このため、道森林管理局が「植樹を源流のある上流域にも広げよう」と道漁連に呼び掛けている。

◆初の植生データベース
〔読売新聞 12月5日〕

◆日本二番目の高温
〔産経新聞 12月17日〕
気象庁は十六日、今年一年間の世界の平均地上気温の平年差(平年値との差)が速報値がプラス〇・四七度となり、統計を始めた一八八〇年以降史上四番目に高い値に

模による海面水温の変動」と分析。特に今年の日本の場合、「偏西風」の蛇行の規模が平年に比べ小さく、日本海側だ。結果的には、キクイムシのような害虫によって枯れるのだが、樹勢を衰弱させて害虫の侵入を許すのは、この地域に降り

られたジャボニスムは、芸術における日本趣味だった。今度は新たなジャボニスムが待たれているだろう。地球と人類のため自然との共生や、伝統と智慧の再生を示し、輪に通じる「和」の心で人の交流を図る思想だ。

◆東京社説「筆洗」森の声
〔東京新聞 1月3日〕
上空から見れば、ひょうたんに似た形を描く大きな「輪」。上に立って見渡してみたらほとんど姿を現していた。

愛・地球博(愛知万博)が、いよいよ三月二十五日に開幕する。会場の象徴になりそうながら、全長二・六キロの空中回廊グローバル・ループ、その名の通り大きな輪だ。幅は二〇筋余とゆったりし、勾配はあっても緩やかで歩きやすく、車いすの人も安心して通れるだろう。

外國館など数多くのパビリオンを結ぶ。この上を一周すれば多くの世界を訪ねることができる交流の輪。見上げるような高い建物はあまりなく、万博としては少々おとなしいと思う人もいよう。でも、対等の高さで交わるような発想は新鮮だ。そして森林の緑が結構目立つのも印象的である。

一九世紀の欧州の万博で注目された。そこで森林の緑が結構目立つのも印象的である。

◆林業者も排出量取引を
〔西日本新聞 1月20日〕
賀県などの企業十八社と林業者十

三団体が二回に分けてパソコン上で仮想取引きとして実施した。林業者が参加しなかった一回目は、排出権の売り手が少なく、全体取引量は二百七十九万トントどまり、一トント当たりの価格は一時一万円以上に上がったが、林業者が参加した二回目は、森林吸収分の高騰抑制や森林整備促進につながる」としている。

排出量取引の実験は、福岡、佐賀県などの企業十八社と林業者十

三団体

アトランダム雑誌切り抜き

1~2月

◆森林は温暖化防止にどれほど貢献しているのか・上／天野正弘
(早稲田大学人間科学部教授)
70~80年代に異常気象が続発し、気候学者が世界気象機関(WMO)や国連環境機関(UNEP)を中心に関連を始め、88年に気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が設立された。このIPCCには私も参加しているが、①参加者は政府関係者に限らず気候変動に係する多くの科学者が参加、②研究ではなく発表された研究を広く調査して評価、③科学的知見を基にした政策立案者への助言を目的にして政策提言はしない」という特徴をもつ。

人類は1850年から1998年まで、化石燃料の消費やセメント生産で2700億tの炭素を放出し、土地の利用変化などの森林減少で1360億tの炭素を放出した。炭素は海洋と陸域の生態系に吸収されたが、大気中には1760億tの炭素が残り、285P

◆エコツーリズムの定義に関する再検討／柴崎茂光・永田信(東京大学大学院農学生命科学研究所)

エコツーリズム産業の著しい発展の陰で、その問題点が近年露呈している。先行研究レビューを中心、展開されている事業の問題点を明らかにして、エコツーリズムの再定義を試み、地域社会にとって持続可能な観光形態であるかの検証を行った。大半の定義では自然地域の環境が損なわれないことが前提となっているが、現実にはエコツーリズムとはとても容認できない商品が販売され、観光客の大量流入による環境破壊が発生している場合を見られる。今後エコツーリズムを議論する際には、利潤追求を最優先する商業重視型と、環境保全が達成された上で経済性を目指す環境保全型に峻別する必要がある。また商業重視型エコツーリズムは、利潤追求を最優先とした環境教育活動と類似し

森林水文学以外の学際的な研究者の協力を得て急がれよう。科学的情見と環境政策の正しいキャラッチャーボールが望まれる。(『水利科学』No.281=2月1日・水利科学研究所)

◆エコツーリズムの定義に関する再検討／柴崎茂光・永田信(東京大学大学院農学生命科学研究所)

エコツーリズム産業の著しい発展の陰で、その問題点が近年露呈している。先行研究レビューを中心、展開されている事業の問題

点を明らかにして、エコツーリズムの再定義を試み、地域社会にとって持続可能な観光形態であるかの検証を行った。大半の定義では自然地域の環境が損なわれないこと

が前提となっているが、現実にはエコツーリズムとはとても容認で

きない商品が販売され、観光客の大量流入による環境破壊が発生している場合を見られる。今後エコツーリズムを議論する際には、利潤追求を最優先する商業重視型

と、環境保全が達成された上で経済性を目指す環境保全型に峻別する必要がある。また商業重視型エコツーリズムは、利潤追求を最優先とした環境教育活動と類似し

優先とした環境教育活動と類似し

50年伐期と100年伐期と比較

◆2005年の地球温暖化問題

P Mから366 P P Mへ増えた。

陸域にはバイオマス中に466

0億t、土壤中に2兆tの炭素が貯蔵されている。土地利用が変化した場合には多くの炭素が放出される。森林から農地への転換で

亞洲では農地化、ラテンアメリカは放牧地の増加が主要だ。イン

ドは人口増があるが森林減少は減っている。熱帯の森林回復は、年3

20万tが植林され、熱帯地方には6130万tの植林地がある。

温帯林・北方林では5000年

前から開発で森林は減少していた

が、近年米国では年1.7億t、西ヨーロッパでは1.1億tの炭

素を吸収している。2000年の

F A O統計では、先進国の森林は8.8億tの炭素を吸収している。

「グリーン・パワー」2月号・森

林文化協会)

◆「豊かな水の源 森林」日本から

そして世界／谷誠(京都大学大

学院農学研究科教授)

03年に行われた世界水フォーラム

「CDM植林のルールと最近の動

向」(赤木利行林野庁計画課調査官)の諸論文を掲載(『森林技術』1月号、日本森林技術協会)

◆「生きる力を育む森林・林業教育－演習林実習を通して－」佐々木淳(埼玉県立秩父農工高校森林科学科教諭)

(荒川を望む演習林での実習を

新入生から卒業まで三年間をエピソードを交え報告、最終章につぎのようにまとめている)

これからも激動の21世紀を生きていく子どもたちをどのように鍛えていったらいいだろう。昔の子どもは良く遊びましたが、親の手伝いも良くした。親も一家の貴重な労働力として子どもを見ていて。子どもは遊びに鍛えられ、親は鍛えられてしだいにたくましく

「山林」2月号・大日本山林会)

◆「日本における山地河川の流出特性」志水俊夫(森林総合研究所北海道支所長)では、河川の流出特性は地質によって大きく異なることを早くから指摘した氏が、その考察を改めて説明。その河川流

出に森林が与える影響を、「森林のダム機能の科学的評価の試み」小杉賢一朗(京都大学農学研究科)、海外の研究事例として「湿潤地帯の森林における水の流出・神話の観察結果」(イギリスChapel)、「森林からの土地利用の転換が流出に及ぼす影響」(タイNipon)の報告があった。

討論を経てまとめられることは、山地の雨水流出で森林の影響を考えるには、蒸散量が多ければ流出量が少なくなるという水收支関係と、流出経路での一時保留が流出量を小さくするという平準化の検討が必要。本シンポではこれらの知見に添って森林の流出量に及ぼす影響を理解する必要性が認識された。森林水文学で分かっていることはここまでである。今後の研究では、水量では樹種選択と蒸散量に及ぼす影響や、土壤の長期にわたる劣化が平準化の減少に及ぼす影響、長期にわたる水質変動などがある。大規模土地変換など膨大な複合的影響などの研究が、

「日本における山地河川の流出特性」志水俊夫(森林総合研究所北海道支所長)では、河川の流出特性は地質によって大きく異なることを早くから指摘した氏が、その考察を改めて説明。その河川流

出に森林が与える影響を、「森林のダム機能の科学的評価の試み」小杉賢一朗(京都大学農学研究科)、海外の研究事例として「湿潤地帯の森林における水の流出・神話の観察結果」(イギリスChapel)、「森林からの土地利用の転換が流出に及ぼす影響」(タイNipon)の報告があった。

討論を経てまとめられることは、山地の雨水流出で森林の影響を考えるには、蒸散量が多ければ流出量が少くなるという水收支関係と、流出経路での一時保留が流出量を小さくするという平準化の検討が必要。本シンポではこれらの知見に添って森林の流出量に及ぼす影響を理解する必要性が認識された。森林水文学で分かっていることはここまでである。今後の研究では、水量では樹種選択と蒸散量に及ぼす影響や、土壤の長期にわたる劣化が平準化の減少に及ぼす影響、長期にわたる水質変動などがある。大規模土地変換など膨大な複合的影響などの研究が、

森林の未来を憂えて

——国民森林会議設立趣意書——

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害を受けました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。どくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかからず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の中文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまさに暗いといわねばなりません。

このような現実を見過ごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られています。

一、二世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどうのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないかでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びと、都市に住む人たちはどのように手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができるでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで、「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同ご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

2005年春季号
第92号

■発行 2005年3月1日

■発行責任者 半田良一

■発行所 国民森林会議

東京都文京区大塚3-28-7

TEL 03-3945-6931

振替口座00120-0-70096

■定価 1,000円(税込)

(年額3,000円)